

第4回西知多医療厚生組合議会定例会 会 議 録

令和7年（2025年）11月21日

西知多医療厚生組合議会

令和7年第4回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告について	6
一般質問について.....	6
高橋直之議員	6
1 健康増進施設アクアマリンプラザについて	
西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	12
令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）	14
令和6年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について.....	17
令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について.....	17

令和7年第4回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

1 招集年月日 令和7年（2025年）11月21日 午前9時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員（14人）

1番 北川 明 夫

8番 高 橋 至

2番 今 瀬 和 弘

9番 竹 内 祥 浩

3番 中 村 義 幸

10番 高 橋 直 之

4番 秋 葉 みどり

11番 小 浦 智 夫

5番 工 藤 政 明

12番 藤 井 貴 範

6番 江 川 祐 之

13番 藤 沢 巖

7番 石 丸 喜久雄

14番 渡 邊 眞 弓

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 令和7年（2025年）11月21日 午後9時30分

閉会 令和7年（2025年）11月21日 午後11時10分

第1日 (11月21日)

1 出席議員(14人)

1番	北川明夫	8番	中山貴弘
2番	今瀬和弘	9番	竹内祥浩
3番	中村義幸	10番	高橋直之
4番	秋葉みどり	11番	小浦智夫
5番	工藤政明	12番	藤井貴範
6番	江川祐之	13番	藤沢巖
7番	石丸喜久雄	14番	渡邊眞弓

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	花田勝重	副管理者	伊藤清一郎
副管理者	星川功	副管理者	立川泰造

[総務部]

総務部長	鈴木俊毅	総務課長	宇野孔美
施設管理課長	清水信宏		

[公立西知多総合病院]

公立西知多総合病院長	吉原基	副院長兼看護局長	宮原晴子
副院長兼病院事務局長	許斐正啓	企画管理課長	谷川正仁
企画管理課統括主幹	大岩喜恵	企画管理課課長兼人事管理	牧野達弘
医事課長	森田美和	室長兼DX推進室長	

[看護専門学校]

看護専門学校長	鰐部貴久美	庶務課長	石橋謙介
教務課長	齋藤陽子		
兼教務主任			

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

健康福祉監	橘洋子	環境経済部長	河田明
-------	-----	--------	-----

[知多市]

健康文化部長 加 藤 由 裕 環境経済部長 竹 内 和 彦

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

議会事務局長 小 林 照 彰 書 記 保 科 達 郎
書 記 久 野 真 弘

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4		一般質問について
5	19	西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
6	20	令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）
7	認定1	令和6年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について
8	認定2	令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(1 1 月 2 1 日 午前 9 時 3 0 分 開会)

議長（渡邊眞弓）

本日は、御多忙の中、御参集いただき、大変、御苦勞さまでございます。

現在の出席議員は 1 4 人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、令和 7 年第 4 回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。会議に先立ち、管理者から御挨拶をいただきます。

管理者（花田勝重）

皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和 7 年第 4 回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」はじめ、4 件の議案でございます。何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

議長（渡邊眞弓）

ありがとうございました。

続きまして、1 0 月 4 日付で新たに副管理者となられました、伊藤副管理者から挨拶をいただきます。

副管理者（伊藤清一郎）

皆様、改めまして、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げます。このたび、知多市長に就任し、西知多医療構成組合では、副管理者を務めさせていただくこととなりました伊藤清一郎でございます。管理者であります花田東海市長さんを支え、本組合の運営に尽力してまいり所存でございます。議員の皆様におきましても、今後とも御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（渡邊眞弓）

ありがとうございました。

続きまして、7月3日付で副管理者に選任されました、星川副管理者から挨拶をいただきます。

副管理者（星川 功）

皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。去る7月3日開催の組合議会臨時会におきまして、副管理者選任の御同意をいただきました、東海市副市長の星川でございます。今後とも、組合発展のために努力してまいる所存でございますので、議員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（渡邊眞弓）

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（渡邊眞弓）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、4番秋葉みどり議員、9番竹内祥浩議員を指名いたします。

議長（渡邊眞弓）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（渡邊眞弓）

日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、令和7年5月分から8月分までの例月出納検査結果の

報告及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率についての報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

議長（渡邊眞弓）

日程第4「一般質問について」を議題といたします。

配付いたしました一般質問通告一覧に従い、質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め1人30分以内ですので、よろしくお願いいたします。残り時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示し、5分を切った時点からは1分刻みで表示し、残り時間がなくなりますと卓上ベルでお知らせいたします。それでは、一般質問に入ります。

10番高橋直之議員の発言を許します。

10番（高橋直之）

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、先の通告に基づき一般質問をさせていただきます。知多市の高橋直之です。今回の質問は、東海市民並びに知多市民の生活に密接に関わる健康増進施設アクアマリンプラザについて、これまでの実績を踏まえての現状と課題を明らかにすることを目的としています。よろしくお願いいたします。令和6年4月1日に供用を開始された健康増進施設アクアマリンプラザは、プールやトレーニングジムを備え、幅広い年代の市民が健康づくりや生きがいくりのために利用されています。実際に私も子供を連れて遊びに行きましたところ、施設のきれいさはもちろんのこと、エントランスからのバリアフリーが強く印象に残っており、小さな子を連れてでも利用しやすいという声も、私のところにもよく聞きます。市民からは、「アクアマリンプラザのスイミングスクールに通わせている」「民間のプールに通わせようかと思っているけれど、新しくアクアマリンプラザができたから気になっている」といった声も寄せられています。習い事としての需要を掘り起こし、選択肢の一つになっていることが分かります。また、私と同世代の友人からは、スポーツジムを都度利用ではあるが月に数回で通っていて、設備もすごく使いやすいといった声も聞きます。

我が国の国民医療費は、四半世紀で2倍以上に増大しており、今後、病気になってからの医療ではなく、病気にならないための体づくりの重要性というものが一層

増していると考えられます。そのためには、生活習慣の改善が大きなカギを握っており、食生活、睡眠、喫煙と並んで、スポーツ・身体活動による改善が考えられます。スポーツの実施によって、心身を健やかに保つことにより、健康寿命の延伸、QOLの向上、ひいては、国民医療費の抑制も期待できます。加えて、近年の猛暑や線状降水帯等をはじめとする急激な天候の変化は、人々の屋外での活動に大きな妨げとなっており、全国的にも屋内型の施設へのニーズや関心は高まっていると考えられます。

健康増進施設アクアマリンプラザは、そのような観点から、まさに現代の私たちだけではなく未来の東海市民、知多市民に必要だと言える施設だと位置づけており、今後の運営によっては、近隣市町の住民からもさらに訪れてもらえるようなポテンシャルを持ち合わせていると、私は考えています。

一方で、温水プールや温浴施設の維持管理は財政負担がかなり大きく、利用者目線では客入りは好評と感じているものの、老朽化や惜しまれつつ閉館する施設というのは枚挙にいとまがありません。先ほど近隣住民からも訪れてもらえるようなポテンシャルと表現したのは、ここに理由があり、かつてあった温水プールがなくなってしまったからアクアマリンプラザに行ってみようかなと思う近隣市町の住民は一定数おり、そのニーズの受皿になる可能性があるとも考えられるからです。一方で、アクアマリンプラザも惜しまれつつも閉館したそれと同様の道をたどるリスクがあるというものがあると考えています。

そこで、健康増進施設アクアマリンプラザの客観的な評価をお聞きしたく、開館からおよそ1年半が経過した現在、プール及びトレーニングジムの利用人数や評価等について、具体的な実績をお伺いします。

質問事項1、健康増進施設アクアマリンプラザについての（1）開館してからの一般利用のプール利用人数について、（2）開館してからの一般利用のトレーニングジムの利用人数について、（3）開館してからの一般利用のプールトレーニングジムのセット利用人数について、（4）これまでの評価と今後の課題及び解決策について、以上、4点についてお伺いいたします。

御答弁よろしく申し上げます。

管理者（花田勝重）

高橋直之議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問事項１、健康増進施設アクアマリンプラザについてでございますが、市民の健康づくり、健康寿命の延伸及び福祉の増進を基本方針として、施設整備いたしました健康増進施設アクアマリンプラザは、これまでに両市民をはじめ多くの皆様方に御利用され、また施設利用者の満足度が高い施設運営ができていると運営事業者から聞いており、おおむね順調な船出ができたかと安堵しているところでございます。

質問事項に対する答弁につきましては、総務部長から答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

総務部長（鈴木俊毅）

質問事項の１、健康増進施設アクアマリンプラザについての１点目、開館してからの一般利用のプール利用人数についてでございますが、令和６年４月に開館してから９月分までの、半期ごとの利用人数でお答えさせていただきます。

令和６年度上半期は３万５，９０６人、下半期は２万３，３５８人、７年度上半期は３万４，１２５人で、これまでの合計利用人数は９万３，３８９人でございます。続きまして、御質問の２点目、開館してからの一般利用のトレーニングジムの利用人数についてでございますが、１点目の答弁と同様に、半期ごとの利用人数でお答えさせていただきます。令和６年度上半期は８，３９８人、下半期は６，３４４人、７年度上半期は８，６０３人で、これまでの合計利用人数は２万３，３４５人でございます。続きまして、御質問の３点目、開館してからの一般利用のプール・トレーニングジムのセット利用人数についてでございますが、先ほどの答弁と同様に、半期ごとの利用人数でお答えさせていただきます。令和６年度上半期は９３８人、下半期は５９６人、７年度上半期は８３１人で、これまでの合計利用人数は２，３６５人でございます。続きまして、御質問の４点目、これまでの評価と今後の課題及び解決策についてでございますが、アクアマリンプラザの開所からこれまでの一般利用、会員利用など施設全体の利用人数が運営事業者の想定する人数を大幅に上回ったこと、また、事業者が実施した利用者満足度調査では、スタッフのサービスや施設の環境の快適性など全ての項目で利用者の高い評価をいただいております。このことから、おおむね適切に施設の維持管理・運営ができているものと考えているところでございます。しかしながら、アクアマリンプラザの認知度を知らするための街頭アンケートでは当施設を知らない方が大半を占め、認知度が低いことが課題と捉えております。今後につきましては、認知度向上につながるＳＮＳ等を活用した

情報発信・周知活動の充実を図るなど、新規利用者を増やす方策を実施するとともに、継続的に利用していただけるよう、利用者ニーズに沿ったプログラムの企画運営や接遇等のさらなる向上が必要であると考えております。以上でございます。

議長（渡邊眞弓）

高橋直之議員、再質問又は要望がありましたら発言を許します。

10番（高橋直之）

詳細かつ、丁寧な御答弁をありがとうございました。再質問はございませんが、答弁をお受けし、一市民である立場から、アクアマリンプラザをより市民に利用していただけるアイデアとして2点御要望させていただきたいと思いますので、少し耳を傾けていただけると幸いです。私の率直な感想として、アクアマリンプラザは市民目線からすると、何となく競泳や泳力向上では使えるけれど、気軽にプールに行こうと考えるには、ちょっとハードルが高い、もしくは利用目的が一部限定的な印象といった印象を持っています。また、そんな声も実際に聞かれます。健康増進施設の名のもと、計画・設計がなされているから当然ではございますが、小さな子どもと一緒に利用するにしても、プール用おむつをはいて上から水着の着用は利用は許可しています。ではあるが、サブプールに入ったとしても水深が70センチあって、泳力のない小さな子どもがぷかぷか浮かぶにはかなり難しく、だっこでの入水が必須です。アームヘルパーは使用が可能ですが、浮き輪は利用ができないため持っていくことができない。夏期に屋外スペースのすこやか広場にてじゃぶじゃぶプールの設置が一部あり、小さな子どもでも水遊びができるようなスペースが工夫されましたが、知多市民にとっては、かつてあった海浜プールに行く感覚でアクアマリンプラザに行くとイメージが全然違う。東海市でいうと、しあわせ村というよりは、廃止となった温水プールのほうがイメージとしては近いけれど、滑り台がなく水深がまあまあある。遊びに行くなら、今だったらしあわせ村に行こうかなというふうに思ってしまう。ここに、子育て世代とか子どものニーズの取りこぼしがあるという指摘もあります。

もちろん、それらの代替施設という位置づけでアクアマリンプラザが建てられたのではないですし、同じような施設を造ったところで競合してしまうだけであり、生産的ではありません。しかし、学校併設のプールの老朽化と維持管理のコストを勘案し、アクアマリンプラザや民間事業者のプールに、プールの授業が移行してい

る今日、子どもたちが水になれ親しむ機会というものが加速度的に失われつつあると感じています。学校のプール開放もなければ、市営のプールでもどちらかという遊びづらい。そこで私からの要望の1点目は、プール利用の想定を少し範囲を広めてはどうかという点です。例えば、サブプールでは泳げない子どもも浮き輪やフロートを使って遊べたり、ちょっとしたおもちゃで水の楽しさを味わったりすることができるようになると、より多くの市民に親しんでもらえる魅力のある施設になると期待されます。プールの利用については、現状大きな事故等はお聞きしていないので、徹底した安全管理がなされているということを想像すると、一層高い水準での要望とはなりますが、例えば小学生以下の浮き輪を使用可能としたり、利用人数に応じてフロートの使用を制限したりするなど、併せた安全対策を講じた上で利用ができると安心安全に、かつ利用者の増加も期待できます。知多市議会では、先日10月19日土曜日に知多市議会議会報告会を開催しました。その第2部では、もっと魅力あるまちにするためにというテーマで市民からの意見を聞く機会を設けました。その中で、ある市民からちょっとした水遊びをする場所が知多市にはないという御意見をお聞きし、子育て世代である私もそれには強く共感しました。これは知多市自身の課題ではあるので、この場での話題にすることの趣旨とはそれであるとは重々理解した上での発言にはなりますが、アクアマリンプラザのすこやか広場がそういった場になるといいなと、市民目線では考えます。次に2点目の御要望として、トレーニング施設をはじめとする施設全体の民間事業者との徹底した差別化を図るということを、御提案させていただきます。トレーニングの利用は1回利用券が500円、回数券は11枚つづりで5,000円となっています。私は決して高いとは思いません。むしろ手頃な金額だと感じています。一方で知多市、東海市内にある民間のトレーニングジムの例を挙げます。知多市内にあるチョコザップは月額2,980円、税込み3,278円でトレーニングマシンの利用だけでなく、ピラティスやセルフエステ、セルフ脱毛も可能です。同じく知多市内、イトーヨーカドーの1階にあるアクトスは月額税込み3,300円で、駐車場は共用駐車場なので無料、東海市の名和町のFIT365は月額2,980円、税込み3,278円で家族4人までが利用可能となっています。また、これは特に例外ですが、しあわせ村のトレーニング室は1回につき120円と破格の値段です。アクアマリンプラザのトレーニングジムの利用料単体で見ると手頃な金額だと感じた金額も、ほか

のジムはさらに安価で付加価値が高いということが分かります。こういった施設とアクアマリンプラザのトレーニングジムで、価格やサービスの競争をしても採算が合わないことは十分に承知しておりますが、きちんと周辺にある競合を見詰めて市場や利用者のニーズを把握することは、持続可能な施設運営として重要であると考えます。私は、アクアマリンプラザに大きな可能性を感じています。その理由の1つとして、骨盤調整エクササイズやヨガ、メガダンスといったスタジオ等で、インストラクターによる指導を受けつつ体を動かせるプログラムが充実しています。皆さんは、メガダンスというのは御存じでしょうか。メガダンスとは、世界の様々なダンスジャンルを集結したフィットネスプログラムで、シェイプアップ、柔軟性向上、リフレッシュなどのフィットネスにおける運動効果はもちろん、あらゆるダンスの振り付けを習得する喜び、そして何よりも最高のミュージックと相まって時間を忘れて非日常の空間で、まさにメガ級な大きな楽しさを提供できるプログラムです。こういったプログラムが、アクアマリンプラザのスタジオでプログラムとして組まれています。民間事業者のトレーニングジムは、利用料が安い反面、無人でインストラクターなどがいないことが多く、結局はトレーニングをする本人のやる気やトレーニング方法によって効果に差が生まれます。アクアマリンプラザでは、先ほどお伝えしたような多種多様なプログラムがスタジオ等で行われており、集団でしか味わうことができない楽しさに加えて、インストラクターの専門性を持ち味にすることができます。かつて一世を風靡したビリーズブートキャンプや、TRFのイージー・ドゥ・ダンスサイズなど定期的なイベントとして集客を行うなど、「アクアマリンプラザってちょっと面白そうなことやっているよね」といった話題性を含めてブランディングし、民間事業者との徹底的な差別化を図っていくことで、ほかではなく、私はアクアマリンプラザとして市民に認知され、継続利用していただける施設となるのではないのでしょうか。以上、2点を御提案、御要望申し上げ、今後利用者の方に耳を傾けながら、より多くの市民に愛され、健康づくりや交流の場としてアクアマリンプラザが発展していくことを望み、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（渡邊眞弓）

以上で、高橋直之議員の一般質問を終わります。以上をもちまして、一般質問を終わります。

議長（渡邊眞弓）

日程第5議案第19号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（許斐正啓）

ただいま上程されました、議案第19号「西知多医療厚生組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、西知多医療構成組合病院事業の設置等に関する条例における、文書料を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、医事課長から御説明申し上げます。

医事課長（森田美和）

議案第19号「西知多医療構成組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。別表は使用料及び手数料を規定したもので、開院以来改正が行われていない文書料につきまして、各項目の金額を改正後のとおり変更するものでございます。

附則は、施行期日で、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（渡邊眞弓）

これより質疑に入ります。質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんのでお願いいたします。それでは、質疑の発言を許します。

4番（秋葉みどり）

4点質問させていただきます。

1点目、現行の文書料の金額は、いつ定められたか。

2点目、文書料の金額変更の根拠は何か。

3点目、改定後の金額は、どのようにして設定されたか。

4点目、改定をどのように周知していくか。

以上、4点質問させていただきます。

医事課長（森田美和）

御質問の１点目、現行の文書料の金額は、いつ定められたかについてでございますが、現行の金額は、平成２７年５月の開院時に定められたものでございます。

次に御質問の２点目、文書料の金額変更の根拠は何かについてでございますが、開院時から見直しがされておらず、近年の人件費の上昇を考慮し金額変更するものでございます。

次に、御質問の３点目、改定後の金額は、どのようにして設定されたかについてでございますが、愛知県内の公立病院及び全国の病院の価格を参考に設定したものでございます。

次に、御質問の４点目、改定をどのように周知していくかについてでございますが、院内掲示、病院ホームページ及び東海市、知多市の広報を利用し周知するものでございます。以上でございます。

８番（高橋 至）

２点お願いします。

１点目、１年の診断書発行実績から算出する影響額の見込みについて。

２点目、診断書の電子化の取組についてをお伺いします。

医事課長（森田美和）

御質問の１点目、１年の診断書発行実績から算出する影響額の見込みについてでございますが、１年間で約５００万円の増収が見込まれるものでございます。

次に御質問の２点目、診断書の電子化の取組についてでございますが、診断書等の作成については、診断書管理作成システムを利用し作成してございます。

以上でございます。

１２番（藤井貴範）

２点お願いいたします。

１点目、文書料の改定の目的について。

２点目、近隣の公立病院の文書料の金額について。

お願いいたします。

医事課長（森田美和）

御質問の１点目、文書料の改定の目的についてでございますが、近年の人件費上昇で、文書作成の業務を担う医師事務作業補助者の人件費も上昇していることから、人件費を賄うための増収が目的でございます。

次に御質問の２点目、近隣の公立病院の文書料の金額についてでございますが、知多半島総合医療センター及び知多半島りんくう病院では診断書、証明書は２，２００円、死亡診断書は３，３００円、生命保険の診断書は４，４００円でございます。また、民間病院ではございますが大同病院では診断書、証明書は２，２００円、死亡診断書は２，２００円、生命保険の診断書は５，５００円でございます。

以上でございます。

議長（渡邊眞弓）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊眞弓）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊眞弓）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第１９号「西知多医療構成組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（渡邊眞弓）

ありがとうございます。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊眞弓）

続きまして、日程第６議案第２０号「令和７年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（許斐正啓）

ただいま上程されました、議案第２０号「令和７年度西知多医療厚生組合病院事

業会計補正予算（第２号）」について、御説明申し上げます。

今回の補正は、補助金の増額とそれに伴う消費税及び地方消費税の増額及び企業債収入の減額に伴い行うものでございます。第２条は収益的収入及び支出で、収入では、第１款病院事業収益、第２項医業外収益１６億８，７４８万円に補正予定額２，４２０万円を増額し、１７億１，１６８万円とするものでございます。支出では、第１款病院事業費用、第２項医業外費用５億８，０１３万円に補正予定額５０万円を増額し、５億８，０６３万円とするものでございます。第３条は資本的収入及び支出で、収入において、第１款資本的収入、第１項企業債１２億１，９５０万円から４，４５２万円を減額し、１１億７，４９８万円とし、第６項補助金を新設し４，４５２万円とするものでございます。第４条は企業債で、予算第５条の表中医療機器等整備事業の限度額１０億２，９７０万円を９億８，５１８万円に改めるものでございます。詳細につきましては、企画管理課長から御説明申し上げます。

企画管理課長（谷川正仁）

議案第２０号「令和７年度西知多医療構成組合病院事業会計補正予算（第２号）」の補足説明をさせていただきます。６ページをお願いいたします。令和７年度西知多医療構成組合病院事業会計補正予定額明細書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、収入の第１款病院事業収益、第２項医業外収益、３目１節国庫補助金を２，４２０万円増額し４，４５４万円とするもので、その内容は、ＩＣＴ機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業補助金が新たに交付されることとなったため増額するもので、対象事業としては、内線スマートフォンの導入及びナースコール連携、電子カルテとのバイタル等連携、文書作成ＡＩ、文献検索ＡＩの導入でございます。

次に、支出の第１款病院事業費用、第２項医業外費用、２目消費税及び地方消費税、５０節消費税及び地方消費税を５０万円増額し、４，８５０万円とするものは財務処理によるものでございます。

次に資本的収入及び支出につきましては、収入の第１款資本的収入、第１項企業債、１目１節企業債を４，４５２万円減額し１１億７，４９８万円とするもので、その内容は、医療機器等整備事業として借入れを行う予定をしていた機器に対し国、県の補助金が交付されることとなったため減額するものでございます。

次に、第６項補助金は新設で、１目１節国庫補助金は、ＩＣＴ機器を活用した勤

務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業補助金が新たに交付されることとなったため2, 580万円増額したもので、対象事業は先ほど説明しました事業の機器部分に関する合計額でございます。2目1節県補助金は、愛知県医療機関職場環境改善等事業費補助金が新たに交付されることとなったため1, 872万円増額するもので、対象事業は検体搬送処理システムの導入でございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（渡邊眞弓）

これより質疑に入ります。質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんのでお願いいたします。それでは、質疑の発言を許します。

12番（藤井貴範）

1点お願いいたします。

2ページ、1款2項3目の補助金で、先ほど御説明のICT機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業補助金の詳細について、お願いいたします。

企画管理課長（谷川正仁）

御質問のICT機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業補助金の詳細についてでございますが、本補助金は、厚生労働省が医師の働き方改革を推進するに当たり、労働時間の短縮等の医療機関における勤務環境改善のための取組の推進のために、ICT機器を活用した業務効率化のモデル事業となる取組を行う医療機関を公募したもので、今回、当院が選定を受けたものでございます。補助金の交付額は5, 000万円が上限となっており、当院は限度額である5, 000万円の交付決定を受けたものでございます。事業内容につきましては、内線スマートフォン及びナースコール連携システムの導入、生成AIを活用した退院サマリー等の文書作成、AIによる文献検索、電子カルテとバイタル及び血糖管理の連携の5事業、総額6, 184万5, 740円を対象として5, 000万円の補助となっております。このうち、ソフトに係る2, 420万円分を収益的収入へ、ハードに係る2, 580万円分を資本的収入へ振り分けたものでございます。以上でございます。

議長（渡邊眞弓）

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊眞弓)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊眞弓)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第20号「令和7年度西知多医療構成組合病院事業会計補正予算(第2号)」、原案に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長(渡邊眞弓)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊眞弓)

続きまして、日程第7認定第1号「令和6年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第8認定第2号「令和6年度西知多医療構成組合病院事業会計決算認定について」の2議案を一括議題といたします。議事日程の順序に従い、提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長(鈴木俊毅)

ただいま上程をされました、認定第1号「令和6年度西知多医療構成組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。一般会計決算書の2ページ及び3ページをお願いをいたします。歳入決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額67億6,497万9,040円、歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額64億8,482万4,285円で、3ページ下の歳入歳出差引残額は2億8,015万4,755円でございます。詳細につきましては、各担当課長より御説明申し上げます。

総務課長(宇野孔美)

令和6年度西知多医療構成組合一般会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、

事項別明細書により御説明いたします。歳入から御説明いたします。6ページ、7ページをお願いします。1款分担金及び負担金の1項1目1節負担金は、予算現額36億2,561万3,000円に對しまして、収入済額は予算と同額の36億2,561万3,000円でございます。内訳といたしましては、組合同約第11条の規定による負担割合に基づく東海・知多両市の負担金で、構成市別では東海市から21億8,525万9,636円、知多市から14億4,035万3,364円を負担していただいたものでございます。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節の事業総務使用料は、予算現額、収入済額ともに9,000円で、衛生センター敷地内にある電柱、支線に係る土地の使用料で、2目1節の清掃使用料は、予算現額2,000円に對しまして収入済額2,250円で、西知多クリーンセンターの敷地内にある電柱の支線等に係る土地の使用料、2節看護専門学校使用料は、予算現額1,632万6,000円に對しまして収入済額1,677万5,800円で、授業料及び敷地内の電柱の支線等に係る使用料でございます。2項手数料、8ページ、9ページをお願いします。1目1節清掃手数料は、予算現額2億4,600万円に對しまして収入済額2億4,885万4,650円で、西知多クリーンセンターに搬入される家庭ごみ、事業系のごみの手数料でございます。2節看護専門学校手数料は、予算現額340万4,000円に對しまして収入済額302万3,000円で、受験料、入学金等でございます。3款国庫支出金、1項1目衛生費国庫補助金、1節清掃費補助金は、予算現額6億8,920万円に對しまして収入済額6億8,920万5,000円で、ごみ処理施設整備・運営事業に対する循環型社会形成推進交付金でございます。4款財産収入、1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付料は、予算現額5万4,000円に對しまして収入済額6万446円で、看護専門学校の自動販売機1台分の設置料金でございます。5款繰越金の1項1目1節繰越金は、予算現額674万8,000円に對しまして収入済額は674万8,088円でございます。6款諸収入、10ページ、11ページをお願いします。1項1目1節預金利子は、予算現額1,000円に對し収入済額は52万1,671円で、これは預金金利の引上げによるものです。2項雑入、1目1節総務費雑入は、予算現額72万1,000円に對し収入済額は68万9,750円でございます。2節衛生費雑入は、予算現額2億8,260万5,000円に對し収入済額は3億4,897万6,385円で、主なものはごみ処理施設で発電する売電収入と、令

和5年度で廃止をいたしました、し尿処理事業特別会計をはじめ4つの特別会計の決算剰余金を収入したものでございます。7款組合債、1項1目1節組合債は、予算現額、収入済額ともに18億2,450万で、ごみ処理施設整備・運営事業に係る組合債でございます。以上、表の一番下、歳入合計は、予算現額66億9,051万8千300円に對しまして、収入済額は67億6,497万9,040円でございます。続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。12ページ、13ページをお願いします。1款議会費の1項1目議会費は、支出済額65万5,135円で、執行率は82.9%でございます。1節報酬の54万5,993円は、組合議員14人分の報酬でございます。10節需用費の8万8,682円は、議会で使用するマイクとマイクスタンドが経年劣化したため、流用して執行したものでございます。2款総務費の1項1目一般管理費は、支出済額20億8,436万8,922円で、執行率は99.9%でございます。1節報酬の25万9,404円は、監査委員、情報公開審査会委員及び行政不服審査会委員の報酬でございます。2節給料3,019万9,200円、3節職員手当等2,352万6,931円及び、14ページ、15ページをお願いします。4節共済費の1,057万9,900円は、総務部長と総務課職員8人分の給与支給額でございます。11節役務費の17万4千1,515円は、主なものとして電話や郵便などの通信運搬費や手数料ですが、当初予算では想定ができなかった、組合内をオンラインで結ぶ事務ネットワーク回線の更新業務が発生したため、流用して執行したものです。12節委託料の836万2,533円は、事務事業委託料として公平委員会事務委託料をはじめ6件、施設維持管理委託料として管理棟清掃委託をはじめ、6件の委託事業の費用でございますが、このうち人事給与システム改修委託料は、当初予定のなかった定率減税に対応するため流用して執行したものです。14節工事請負費155万7,600円は、16ページ、17ページをお願いします。主なものとして、老朽化のため水回りや扉の施錠ができなくなったグラウンドゴルフ場のトイレを改修したものです。また、不用額112万3,972円は、グラウンドゴルフ場の支障樹木の伐採等、突発的に必要な工事に支出したため、予定していたテニスコートのフェンス修繕工事を見送ったことによるものです。なお、フェンス工事は今年度施行予定です。17節備品購入費の8万2,500円は、使用不能となったカラープリンターを更新したため、流用して執行したものです。

施設管理課長（清水信宏）

続きまして、3款衛生費、1項1目事業総務費は、支出済額2,233万3,171円で、執行率は97.5%でございます。2節給料670万6,800円、3節職員手当等355万5,994円及び4節共済費216万650円は、職員2人分の人件費でございます。18ページ、19ページをお願いいたします。上から4段目22節償還金、利子および割引料943万2,703円は、西知多クリーンセンター及び健康増進施設の運営開始に伴い、会計制度の見直しを図り、令和6年度からし尿処理事業特別会計はじめ4つの特別会計を一般会計に統合したことに伴い、し尿処理事業特別会計の生産による返還金を令和5年度の負担割合に基づき両市へ変換したものでございます。2目し尿処理費は、支出済額1億7,291万6,007円で、執行率は86.2%でございます。10節需用費4,403万6,075円は、衛生センターの運転維持管理に必要な処理用薬剤等の消耗品、燃料費及び光熱水費でございます。12節委託料6,512万2,970円は、衛生センターの運転維持管理業務や水質検査等及び信濃川の既設放流管調査設計業務を委託したものでございます。14節工事請負費6,144万2,700円は、破碎機修繕等の定期修繕工事及び循環ポンプ修繕等の計画修繕工事を行ったもので、不用額1,611万3,300円は、基幹的設備改良工事を見据え、予定工事内容の一部を取りやめたこと等によるものでございます。20ページ、21ページをお願いいたします。2項ごみ処理事業費、1目事業総務費は、支出済額1億3,107万6,718円で、執行率は100.0%でございます。2節給料1,996万5,600円、3節職員手当等1,559万647円及び4節共済費687万6,086円は、職員5人分の人件費でございます。12節委託料693万5,247円は、令和6年7月から稼働した西知多クリーンセンターの運営モニタリング支援業務等を委託したものでございます。18節負担金、補助及び交付金5,836万476円は、西知多クリーンセンターの売電収入の一部を売電益交付金として、知多市へ還元したものなどでございます。22節償還金、利子及び割引料2,315万1,315円は、し尿処理事業費で説明したことと同様の理由で、ごみ処理事業特別会計の清算に伴う返還金を令和5年度の負担割合に基づき、両市に返還したものでございます。22ページ、23ページをお願いいたします。2目ごみ処理費は、支出済額6億3,883万6,648円で、執行率は84.0%でございます。10節需用費

39万8,387円の流用は、当初見込んでいなかった乾電池保管用ペール缶などを購入したものでございます。11節役務費2億4,533万5,655円は、主なものとして、西知多クリーンセンターの運転に伴い発生する焼却残渣等最終生成物の処分に係る費用でございます。不用額1億1,601万4,240円は、最終生成物の処分量が当初見込みより減少したこと等によるものでございます。12節委託料3億8,959万3,101円は、ごみ処理施設運営業務等を委託したものでございます。14節工事請負費62万7,000円の流用は、西知多クリーンセンターの入り口が分かりにくいとの問い合わせが多数寄せられたことから、案内看板設置工事を実施したものでございます。3目ごみ処理施設建設費は、支出済額29億7,098万8,400円で、執行率は99.97%でございます。12節委託料2,541万3,400円は、西知多クリーンセンター建設工事の管理及び完了検査支援業務を委託したものでございます。14節工事請負費29億4,557万5,000円は、西知多クリーンセンター建設工事費でございます。3項健康増進施設事業費、24ページ、25ページをお願いいたします。1目事業総務費は、支出済額1,896万8,391円で、執行率は93.2%でございます。2節給料405万3,600円、3節職員手当等341万3,728円及び4節共済費134万5,481円は、職員1人分の人件費でございます。11節役務費の不用額23万1,600円及び13節使用料及び賃借料の未執行の理由は、当初見込んでおりました健康増進施設認定調査手数料及び健康増進施設認定マーク使用料について、「SPC（特別目的会社）の維持管理運営業務の一環として、SPCが費用を負担する」との提案があったため、不用となったものでございます。22節償還金、利子および割引料348万8,545円は、し尿処理事業費で説明したことと同様の理由で、健康増進施設事業特別会計の清算に伴う返還金を令和5年度の負担割合に基づき返還したものでございます。2目健康増進施設費は、支出済額1億8,693万6,413円で、執行率は96.1%でございます。12節委託料5,464万6,020円は、健康増進施設の維持管理及び運営業務のサービス対価に相当する委託料でございます。16節公有財産購入費1億3,229万393円は、健康増進施設の設計及び建設に係るサービス対価に相当する費用でございます。

庶務課長（石橋謙介）

4項看護専門学校事業費、26ページ、27ページをお願いいたします。

1目事業総務費は、支出済額1億4,488万587円で、執行率97.0%で
ございます。1節報酬の345万4,335円は、会計年度任用職員2人分でご
ざいます。2節給料5,696万400円、3節職員手当等4,210万4,424
円及び、4節共済費2,025万8,910円は、学校長はじめ常勤職員14人分
の人件費でございます。12節委託料480万9,575円は、職員健康診断等委
託料をはじめ、12件の委託料でございます。13節使用料及び賃借料121万1
28円は、電子複写機使用料をはじめ6件で、このうちパソコン借り上げ料は学生
の教育用パソコンの借り上げ料でございます。28ページ、29ページをお願い
いたします。17節備品購入費357万5,000円は、施設備品として保健室及び
演習室2室の空調機を更新いたしました。また、パソコン室の空調機が1月に故障
したため、流用してエアコン2台を更新したものです。22節償還金、利子及び割
引料551万2,983円は、学生1人が学生支援機構の奨学生となり、高等教育
の修学支援制度の減免対象となったため入学金の一部を返還したものと、看護専門
学校事業特別会計の清算に伴う返還金を令和5年度の負担割合に基づき返還したも
のでございます。2目看護専門学校費は、支出済額1,904万8,068円で、
執行率は89.8%でございます。報酬の599万5,149円は、実習指導を行
う会計年度任用職員4人分でございます。7節報償費443万3,500円は、公
立西知多総合病院の医師以外の外部講師等に支払った謝礼金等でございます。12
節委託料は352万1,680円で、学生が公立西知多総合病院など各施設で実習
をした場合に支払う実習委託料はじめ3件の委託料でございます。30ページ、3
1ページをお願いいたします。17節備品購入費142万290円は、教材備品と
してプロジェクターや高齢者体験装具など9品と、教材図書114冊と教材DVD
6セットを購入したものです。

総務課長（宇野孔美）

4款公債費1項1目利子22節償還金、利子及び割引料につきましては、ごみ処
理施設整備・運営事業建設工事に伴う長期債利子でございます。不用額の理由は、
6年度に借り入れた長期債の利子が低かったことによるものです。5款予備費につ
きましては、支出はございませんでした。以上、歳出合計といたしましては、予算
現額66億9,518万3,000円に対しまして、支出済額は64億8,482
万4,285円、執行率96.9%で2億1,035万8,715円の不用額とな

ったものでございます。３２ページをお願いいたします。実質収支に関する調書を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。３４ページ、３５ページをお願いいたします。財産に関する調書を掲載しております。１の公有財産としましては、（１）土地及び建物について、決算年度末現在高の合計は、土地は前年度と変動ありませんが、建物につきましてはごみ処理施設が稼働したことにより、決算年度末現在高の合計は１万７，８２３．９０平方メートルに増えたものです。（７）出資による権利については、決算年度末現在高の計は１０億円で変動はありません。３６ページをお願いいたします。２の物品につきましては、看護専門学校で使用する空調機１台が増加となりました。３の債権及び４の基金はありません。以上で説明を終わります。

病院事務局長（許斐正啓）

認定第２号「令和６年度西知多医療構成組合病院事業会計決算認定について」は、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、議会の認定をお願いするものです。それでは、病院事業会計決算書につきまして、御説明申し上げます。４ページをお願いいたします。この決算報告書は消費税込みで表示しており、備考欄に消費税額を表示しております。（１）収益的収入及び支出でございますが、収入の第１款病院事業収益は、右から３列目、決算額１５３億９，７５６万９，４７１円で、予算額に比べ３，７３４万５２９円の減となりました。次に、支出の第１款病院事業費用は、右から４列目、決算額１５８億２，９３８万９，５０９円で、不用額は２億３，００７万４９１円となりました。６ページをお願いいたします。（２）資本的収入及び支出でございますが、収入第１款資本的収入は、右から３列目、決算額９億２，９４２万５，８３６円で、予算額に比べ７，４８１万４，１６４円の減となりました。次に、支出の第１款資本的支出は、右から６列目、決算額１５億１，７０１万７６０円、不用額は４，４４５万９，２４０円となりました。

なお、詳細につきましては、企画管理課長から御説明申し上げます。

企画管理課長（谷川正仁）

令和６年度西知多医療構成組合病院事業会計決算認定の補足説明をさせていただきます。

９ページをお願いいたします。財務諸表でございます。まず、１１ページは「損益計算書」で、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの期間における病院

の収支状況を明らかにするものでございます。１ 医業収益の合計は１３３億３，８１０万４４円、２ 医業費用の合計は１５０億２，８２０万３，１１７円で、この差額の「医業損失」は、右側１６億９，０１０万３，０７３円でございます。３ 医業外収益の合計は１９億２６８万８，９８２円、４ 医業外費用の合計は５億８，４４１万６，５４７円で、この差額は１３億１，８２７万２，４３５円のプラスとなり、先ほどの医業損失と合算した「経常損失」は３億７，１８３万６３８円でございます。５ 特別利益の合計は６，２８２万１，８９３円、６ 特別損失の合計は１億４，４９８万７，９６９円で、この差額は８，２１６万６，０７６円のマイナスとなり、先ほどの経常損失と合算した「当年度純損失」は４億５，３９９万６，７１４円でございます。前年度繰越欠損金が１３億８，５９０万１５７円ですので、先ほどの当年度純損失を合算した「当年度未処理欠損金」は１８億３，９８９万６，８７１円となります。１２ページの剰余金計算書をお願いします。この計算書は、１５ページの貸借対照表の資本の部の剰余金の詳細となっております。１２ページに戻っていただき、下の表、欠損金処理計算書（案）につきましては、一番右の列、未処理欠損金１８億３，９８９万６，８７１円を繰越欠損金として処理しようとするものでございます。１４ページの貸借対照表をお願いいたします。令和７年３月３１日現在の病院事情における財政状況を明らかにするものでございます。初めに資産の部でございます。１ 固定資産の合計は、このページの右側１２０億２，９９２万５，５０７円、２ 流動資産の合計は、その下７２億７，２９１万９，４５０円で、一番下、資産合計は１９３億２８４万４，９５７円でございます。続きまして、１５ページは負債の部で、３ 固定負債の合計は、右側１３０億１，３１０万１，３０１円、４ 流動負債の合計は、その下２６億３，３１７万４，３２４円、５ 繰延収益の合計は、その下１０億２，３７８万２，６３４円で、負債合計は１６６億７，００５万８，２５９円でございます。その下資本の部でございますが、６ 資本金の合計は４３億９，４２０万３，９４２円、７ 剰余金の合計はその下マイナス１７億６，１４１万７，２４４円で、その下資本合計は２６億３，２７８万６，６９８円となり、その下負債資本合計は１９３億２８４万４，９５７円で、１４ページの一番下資産合計と一致するものでございます。１６ページから１８ページまでは注記といたしまして、ローマ数字Ⅰの重要な会計方針など、地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等をこの注記の記載のとおり作成しているものでございます。

続きまして、19ページからは事業報告書です。20ページをお願いいたします。

初めに、1 概況の（1）総括事項でございますが、令和6年度の病院事業は、令和6年4月に愛知県がん診療拠点病院に指定され、手術、化学療法及び放射線治療を中心に地域のがん診療の充実に努めました。同時に診療報酬改定への対応による転院搬送の運用開始に加え、救急車両更新に伴うクラウドファンディングの実施により、資金の確保及び当院の積極的な広報活動にも取り組んでまいりました。また、働き方改革及びDX推進などのプロジェクトチームを立ち上げ、職場環境整備など、病院運営の重点課題に段階的に取り組んでおります。地域住民、医療機関に加え、スタッフにも選ばれる魅力ある病院を目指し、令和7年3月には卒後臨床研修評価機構（JCPEP）の受審をしました。さらに、令和7年5月からのドクターカー運用開始に向け、医療機能の体制整備を着実に進めております。ア患者の状況ですが、入院延患者数12万3,732人、1日平均339.0人、外来延患者数20万6,217人、1日平均848.6人となりました。イ経理の状況といたしましては、収益的収支で、病院事業収益は前年度に比べ1.8%増の153億361万919円、病院事業費用は前年度に比べ7.8%増の157億5,760万7,633円で、収支差引は4億5,399万6,714円の純損失となりました。21ページをお願いいたします。資本的収入は、医療機器等の購入のための企業債3億8,070万円、一般会計負担金5億412万円など、総額で9億2,942万5,836円となりました。資本的支出は、医療機器等購入のための建設改良費4億7,813万2,105円及び、企業債償還金10億695万8,655円並びに看護師等修学資金貸与制度による投資3,192万円で、総額15億1,701万760円となりました。次に、（2）経営指標に関する事項でございますが、令和6年度における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、入院収益をはじめとする医業収益が大きく増加し経営改善が進んでいるものの、新型コロナウイルス感染症関連補助金の減額に加え、給与改定及び患者数の増に伴う材料費の増加により、前年度に比べ3.7%減の97.6%でございます。また、一般会計からの繰入金を除いた修正医業収支比率は、前年度に比べ2.6%減の87.0%、病床利用率は常勤医師の増員に伴う患者数の増により、前年度に比べ3.1%増の72.4%でございます。23ページをお願いいたします。2 工事の（1）建設改良工事の概況ですが、駐輪場設置工事及び空調機設置工事を実施いたしました。

続きまして、24、25ページをお願いいたします。3業務の（1）業務量は、診療科ごとの入院及び外来診療の患者数でございます。27ページをお願いいたします。4会計の（2）企業債及び一時借入金の概況のア企業債では、あいち知多農業協同組合から、医療機器の購入のために3億8,070万円を借り入れたものでございます。28ページをお願いいたします。5他会計負担金等の使途の特定でございます。6年度は、両市から合計20億を繰り入れていただきましたが、その内訳といたしましてア収益的収入の一般会計負担金9億9,258万円、一般会計補助金3億6,850万円、退職手当相当額負担金1億3,480万円、また、イ資本的収入の一般会計負担金5億412万円の4項目へ振り分けております。29ページはその他の書類で、30ページをお願いします。キャッシュ・フロー計算書でございます。1業務活動によるキャッシュ・フロー、2投資活動によるキャッシュ・フロー、3財務活動によるキャッシュ・フローの3つの合計は、下から3行目の資金減少額4億3,897万1,035円で、その下資金期首残高52億9,672万3,603円を加えた、最下段資金期末残高が48億5,775万2,568円となり、14ページの貸借対照表、2流動資産の（1）現金預金と合致するものでございます。31ページから37ページまでは収益費用の明細書、38、39ページは固定資産明細書、40、41ページは企業債明細書を掲載しております。以上で補足説明を終わります。よろしく御審議いただき、御認定いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（渡邊眞弓）

次に、代表監査委員から決算審査の結果について、御報告をお願いいたします。

代表監査委員（市原健太郎）

令和6年度西知多医療構成組合一般会計及び病院事業会計決算の審査結果につきまして、御報告申し上げます。地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、組合管理者から審査に付されました決算につきまして、竹内祥浩委員とともに審査を実施いたしました。

一般会計の審査の方法は、歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の正否を確認するため関係諸帳簿を審査するとともに、予算の執行については、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定の本旨に沿って、適正に実施されたかどうかについて審査を実

施いたしました。また、病院事業会計の審査の方法は、経営内容を把握するため、その計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として審査を実施いたしました。その結果につきましては、お手元に配付されております令和6年度西知多医療構成組合決算審査意見書のとおりでございます。以上、簡単ではございますが、決算の審査結果の報告といたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

議長（渡邊眞弓）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

初めに、認定第1号「令和6年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑の発言を許します。

8番（高橋 至）

3点お願いいたします。15ページ2款1項1目13節使用料及び賃借料人事給与システム機器借り上げ料システムで管理する職員の範囲について。2点目21ページ3款2項1目12節委託料、開所式等開催委託料、委託内容について。3点目、25ページ3款3項2目12節委託料、健康増進施設維持管理・運営業務委託料、令和6年度末の会員数についてお伺いいたします。お願いします。

総務課長（宇野孔美）

御質問の1点目システムで管理する職員の範囲についてでございますが、組合に在職する職員全員の人事・給与を管理しています。総務部、看護専門学校、病院を合わせた正職員789人と、非常勤職員及び会計年度任用職員250人の合計1,039人でございます。以上でございます。

施設管理課長（清水信宏）

続きまして、2点目の開所式等開催委託料の内容についてでございますが、西知多クリーンセンターの完成に伴い、令和6年7月2日に開催した開所式の式典を円滑に実施するために委託したもので、委託内容といたしましては、案内状の作成発送、各種看板類の作成、式典会場の設営撤去及び司会進行などの式典運営等ござ

います。続きまして、3点目の健康増進施設の6年度末の会員数についてでございますが、会員は事業者の自主事業として募集をしており、令和6年度末の会員数は452人でございます。会員ごとの内訳といたしましては、各種水泳教室やダンス教室などの会員の方が334人、プール・トレーニングジムやスタジオプログラムを利用できるフィットネス会員の方は118人でございます。また、地域ごとの割合といたしましては、東海市が約29%、知多市が約68%、その他の地域が約3%でございます。以上でございます。

12番（藤井貴範）

1点お願いいたします。11ページ、6款2項1目2節の衛生費雑入で、拾得物の内容について伺いいたします。

施設管理課長（清水信宏）

御質問の拾得物の内容についてでございますが、西知多クリーンセンターに持ち込まれた粗大ごみや不燃ごみは、手選別により危険物などを取り除いております。

拾得物は、その作業中に発見された現金で、拾得物件として知多警察署届けた2件分でございます。以上でございます。

議長（渡邊眞弓）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊眞弓）

ないようですので、これをもって認定第1号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第2号「令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」の質疑の発言を許します。

8番（高橋 至）

4点お願いします。1点目、一般会計からの繰入金の参入状況について、少し説明がありましたが補足をお願いします。2点目27ページ4会計（1）重要契約の要旨の中の手術顕微鏡購入について、仕様・特徴、契約先決定方法、耐用年数、使用手術内容及び年間使用見込件数について。3件目が34ページ1款1項1目給与費、前年度比増の要因で人員増、昇給、給与改定の内訳について。同じく34ページ4点目1款1項3目16節消耗品費の詳細内容について、お願いいたします。

企画管理課長（谷川正仁）

御質問の１点目一般会計からの繰入金の算入状況についてでございますが、決算書の２８ページを御覧ください。

２０億円の繰入金につきましては、ア収益的収支に一般会計負担金一般会計補助金退職手当相当額負担金とイ資本的収入の一般会計負担金に充当しています。

主な内容として、ア収益的収支の一般会計負担金は、救急医療の確保や災害に備えるために必要な経費、分娩など周産期医療や小児医療、高度医療の実施等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができない経費について繰り出し基準に基づき充てたものでございます。一般会計補助金は、院内保育園の運営や医師確保対策等に要する経費、退職手当相当額負担金は、市民病院時の職員が組合職員へ身分移行する際の退職手当分として充てたものでございます。また、イ資本的収入の一般会計負担金は、建設改良費や企業債元利償還金の２分の１を繰り出し基準に基づき充てたものでございます。次に、御質問の２点目手術顕微鏡の仕様・特徴、契約先決定方法、耐用年数、使用手術内容及び年間使用見込件数についてでございますが、手術顕微鏡は、細かい組織を精密に扱う手術に用いられる機器で、主に脳神経外科の脳腫瘍摘出手術、脳動脈瘤頸部クリッピング術、頭蓋内血腫除去術など、顕微鏡手術全般で使用いたします。契約先につきましては、８者による指名競争入札により業者決定してございます。耐用年数は５年で、年間使用見込件数については２４件を想定してございます。

人事管理室長（牧野達弘）

御質問の３点目、給与費の前年度比増の要因で人員増、昇給、給与改定の内訳についてでございますが、給与費が増加した主な理由としましては、前年度まで委託契約としていた研修医等を、働き方改革のため職員としたことによる人員増及び人事院勧告による大幅な給料月額改定が主な理由でございます。給料の影響としまして人員増の内訳、医師２２人増で、うち研修医が１６人、看護師１７人の増員等によるもので、約１億１００万円、定期昇給の昇給率は、全職種平均で１．３２％で約２，７００万円、人事院勧告等による給与改定率が４．２％でおよそ１億２，０００万円でございます。給与費としまして、その他の増は給与改定に伴う地域、期末勤勉、時間外勤務等の職員手当、報酬、共済費等の影響額が約１億４，４００万円、働き方改革の関係で給与費としていた研修医を含む医師の報酬が約３億６，０００万円、会計年度任用職員を含めた職員増員による影響が、２節手当等から７

節退職給付費までの合計で約2億7,000万円の増額でございます。

企画管理課長（谷川正仁）

御質問の4点目消耗品費の詳細内容についてでございますが、消耗品費の内訳は大きく分けて事務用消耗品費と施設用消耗品費となります。事務用消耗品費で特に金額の大きいものは、トナーカートリッジ、再生紙、医療用リストバンド、ペーパータオルとなっております。施設用消耗品費では、駐車券等駐車場関係消耗品やボイラー内の腐食を防ぐ処理剤等でございます。以上でございます。

議長（渡邊眞弓）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊眞弓）

ないようですので、これをもって認定第2号の質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊眞弓）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議長（渡邊眞弓）

日程第7、認定第1号「令和6年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（渡邊眞弓）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長（渡邊眞弓）

続きまして、日程第8、認定第2号「令和6年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

議長（渡邊眞弓）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長（渡邊眞弓）

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言の申出がありますので、この際、これを許します。

管理者（花田勝重）

議長のお許しを得ましたので、第４回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

今後とも、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今日は少し暖かいですが、これから一段と寒さも厳しくなっております。また、インフルエンザも愛知県内で拡大しております昨日、警告が出されております。皆様におかれましては、十分お体に気を付けていただきながら、職員、議員さん、頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

議長（渡邊眞弓）

これをもちまして、令和７年第４回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。終始御協力、ありがとうございました。

（１１月２１日 午前１１時１０分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年11月21日

西知多医療厚生組合議会 議長 渡 邊 眞 弓

4 番 署 名 議 員 秋 葉 みどり

9 番 署 名 議 員 竹 内 祥 浩